

監査公表第42号

地方自治法第199条第7項の規定により、下記のとおり監査を執行したのでその結果を同法第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成25年11月29日

新庄市監査委員 高山孝治

新庄市監査委員 山口吉静

記

監査の期間及び監査の対象

監 査 期 間	監 査 対 象
平成25年11月11日～ 11月20日	わくわく新庄の平成24年度施設管理に係る事務の執行について

概要 [わくわく新庄]

(1) 職員配置状況 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

職名	館長	係長	係員	計
合計	1	1	1	3

(2) 指定管理 (平成 24 年度)

指 定 管 理 者	指 定期 間
株式会社 東北情報センター 代表取締役社長 土田 稔	平成 24 年 4 月 1 日 ～25 年 3 月 31 日

(3) 利用状況 (平成 24 年度)

利用件数	3,270 件	利用者数	52,933 人
------	---------	------	----------

(4) 収支計算書 (平成 24 年度)

収 入

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
指 定 管 理 料	15,192,000	
利 用 料	3,973,940	
雑 収 入	182,000	
計	19,347,940	

支 出

項 目	金 額	備 考
人 件 費	6,129,104	
消 耗 品	99,682	
委 託 料	6,073,046	
諸 経 費	5,263,849	
事 務 手 数 料	351,314	
消 費 税	306,455	
計	18,223,450	

収支差引 19,347,940 - 18,223,450 = 1,124,490 円

監査の結果

市からの指定管理事業に関する監査の結果、計数的に正確であると認めた。また、施設の管理運営についても概ね妥当であった。